審第３９３８号－１
答 申 第 ３ ９ ５ 号
令和８年１０月１５日

千葉県知事　熊谷　俊人　様

千葉県個人情報保護審議会
会 長　石 井　徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和７年９月１０日付け○○児第○○号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第３５９号

令和７年７月１１日付けで審査請求人から提起された、令和７年４月７日付け○○児第○○号－２で行った保有個人情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

諮問第３５９号

答　　申

１　審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和７年４月７日付け○○児第○○号－２で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は、結論において妥当である。

２　審査請求の経緯

（１）審査請求人は、令和７年２月１日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７６条第１項の規定により、「○○児童相談所における以下の情報一式を開示対象とします。人物：○○。期間：○○年○○月○○日以降。業務：児童福祉法に基づくすべて。機関：○○警察署、○○学校、○○学校、教育委員会、千葉県庁、その他関連行政機関。内容：メモ、メール、通話記録、議事録、内部連絡、報告書、その他関連文書。形式：文書、音声、画像、映像、電子データ、システム記録等」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（２）実施機関は、本件開示請求に対し、法第８３条第２項の規定により、令和７年３月７日付け○○児第○○号で開示決定等の期間を延長した

（３）実施機関は、本件開示請求に対し、「本件児童作成文書２枚」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報を特定し、開示することにより業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの理由により、本件決定を行った。

（４）審査請求人は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、実施機関に対し、令和７年７月１１日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（５）実施機関は、本件審査請求を受けて、法第１０５条第３項による読み替え後の同条第１項の規定により、令和７年９月１０日付け○○児第○○号で審議会に諮問した。

３　審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

（１）本件審査請求の趣旨

本件不開示決定のうち、法令上非開示とされる部分を除き、処分庁が保有する関係各機関とのやりとりや記録等の実質的内容について最大限の開示を強く求める。

（２）本件審査請求の理由

現状の不開示では、これら情報に関する連携・対応や判断経緯の全体像が把握できず、実質的な事実確認や適切な支援体制の検証を行うためにも、さらなる情報開示が必要である。

以上の理由から、児童の権利利益の保護、行政の説明責任、適正手続および透明性の観点に照らし、法令上非開示とされる部分を除き、処分庁が保有する関係各機関とのやりとりや記録等の実質的内容について、最大限の開示を強く求める。

４　実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

（１）弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

（２）処分の内容及び理由

ア　処分の内容

（ア）保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書の１件の行政文書に記録された保有個人情報を特定し、不開示決定を行った。

（イ）行政文書の内容

本件文書は、本件児童が○○児童相談所において一時保護されている際に職員との面談の中で作成した文書である。

イ　処分の理由（不開示部分及びその理由について）

本件文書は、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれており、開示することによって当該個人の権利利益が害されるおそれがあること、また、相手方から得た情報等が含まれており、開示することで相手方との信頼関係が損なわれるなど、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するとして不開示としたところである。

これをより詳しく説明すると、同文書は審査請求人以外の第三者である本件児童が職員との面談時に作成した文書であり、本件児童は文書の内容が他者に開示されることを想定せずに作成しているものであるから、これが開示されることで本件児童の権利利益が害されるとともに、児童相談所と本件児童との信頼関係が損なわれ、今後の面談等において率直な発言がなされなくなる等、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれがあることから、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

（３）弁明の内容について

審査請求人は、「児童の権利利益の保護、行政の説明責任、適正手続および透明性の観点に照らし、法令上非開示とされる部分を除き、処分庁が保有する関係各機関とのやりとりや記録等の実質的内容について、最大限の開示を強く求める」旨主張する。また、その理由として「現状の不開示では、これら情報に関する連携・対応や判断経緯の全体像が把握できず、実質的な事実確認や適切な支援体制の検証を行うためにも、さらなる情報開示が必要である」旨述べている。しかしながら、本件決定に当たっては、法第７８条の規定に基づき適正に不開示決定を行っていることから、審査請求人の主張は当所が不開示決定文書を開示する理由にはならない。

５　審議会の判断

（１）本件審査請求の趣旨について

ア　実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ　審査請求人は、前記３（１）のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした情報を開示することを求めているので、以下、検討する。

（２）本件決定の不開示情報について

本件文書は、審査請求人の子が児童相談所職員との面談において作成した文書であると認められる。

本件文書に記録された保有個人情報について、実施機関は、法第７８条第１項第７号に該当する旨主張するが、審議会が見分したところ、当該情報は、審査請求人を識別することができる情報を含むものではなかった。

したがって、当該情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、当該情報を不開示とした本件決定は、結論において妥当である。

（３）結論

以上のことから、「１　審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

６　審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審　議　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
令和７年９月１０日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和８年６月２６日	審議（令和８年度第３回第１部会）
令和８年７月２４日	審議（令和８年度第４回第１部会）
令和８年９月１８日	審議（令和８年度第５回第１部会）

千葉県個人情報保護審議会第１部会